

都バス作業安全推進要領

平成21年 3月13日
20交自第2681号

(目的)

第1条 この要領は、東京都交通局自動車事業安全管理規程(18交総第636号平成18年9月29日。以下、「規程」という。)第3条第1項による輸送の安全を確保するための基本的な方針に基づき、車両の保守及び整備に関する作業の安全を図り、車両の安全を確保することを目的とする。

(車庫・自動車工場作業安全推進委員会)

第2条 営業所並びに支所(委託先を含む)及び自動車工場は、職場における作業の安全を確保するため、各所ごとの職員で構成する作業安全委員会(以下「安全委員会」という。)を設置する。

- 2 各職場は、職員の総意により、技術職員、技能職員の各1名を作業安全委員長及び同副委員長に選出する。
- 3 作業安全委員長及び同副委員長の任期は原則的に1年とするが、再任を妨げない。
- 4 作業安全委員長又は同副委員長は、必要に応じ安全委員会を開催する。
- 5 各職場の職員は、安全委員会の活動に積極的な協力を行なうものとする。

(都バス作業安全推進委員会)

第3条 前条第2項により選出された各職場の作業安全委員長及び副委員長は、第1条の目的を達成するため、都バス作業安全推進委員会(以下「推進委員会」という。)を組織し、推進委員会を年1回以上開催する。

- 2 推進委員会は、互選により推進委員会の委員長(以下「推進委員長」という。)1名及び同副委員長(以下「推進副委員長」という。)2名を選出し、推進委員長及び推進副委員長は、必要に応じ推進委員会を開催する。
- 3 推進委員会は、車両課から1名を事務局として参加させ、その他特に必要と認められるものを参加させることができる。
- 4 推進委員会は、必要により、規程第8条第2項第3号に規定する整備管理者会議への報告を行う。

(分科会)

第4条 推進委員会は、主な活動を効率的に実行するため、以下の分科会を設置する。また、必要に応じ別の分科会を設置することができる。

(1) 安全パトロール分科会

各職場を対象とした、作業安全パトロールを実施する。

(2) 安全標語分科会

安全意識の向上を目的とした、安全標語を募集する。

(3) ヒヤリハット分科会

災害防止を目的とした、ヒヤリハット事例を募集する。

(4) リスクアセスメント分科会

各職場で実施する各種リスクアセスメントを支援する。

- 2 推進委員会を組織するものは、前項に定めるいずれかの分科会に属するものとする。

附 則（20交自第2681号）

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則（31交自第289号）

この要領は、令和元年7月1日より施行する。

附 則（2交自第2280号）

この要領は、令和3年4月1日より施行する。